

大分県報

令和三年
第一七五号
一月二十二日

（金曜日）

目次

告示

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………

○告示

大分県告示第五十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。

令和三年一月二十二日

大分県知事 広瀬 貞

指定区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項	備考
---------	-----	-------	----------------------	-------	---	----

令和三年一月二十二日

大分県報（告示・選挙委告示）

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和三年一月九日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和三年一月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

- 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、二四七人
- 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二二〇、二九〇人
- 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者

鶴河内	日田市	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	（「別図」は、省略し、日田市木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
川	大字鶴					
珠山	東峰村					
	大字宝					

の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市	一三三、三八九人
別府市	三三、一六一人
中津市	二二、九六八人
日田市	一八、〇一四人
佐伯市	二〇、一七三人
臼杵市	一〇、八九七人
津久見市	五、〇〇四人
竹田市	六、一五一人
豊後高田市	六、二九七人
杵築市	八、一七三人
宇佐市	一五、四八三人
豊後大野市	一〇、一二〇人
由布市	九、五三六人
国東市・姫島村	八、五八八人
日出町	七、八六九人
九重町・玖珠町	六、九五四人